

廃タイヤ(産業廃棄物)の適正処理について

～平成23年4月1日以降の取り扱いにご注意ください～

廃棄物処理法の改正により、産業廃棄物である廃タイヤ(営業用の自動車から取り外した廃タイヤ)の処理を受託するときは、産業廃棄物処理業の許可が必要になります。

1 何が変わるの？

○これまでは

廃棄物処理法で定められた「産業廃棄物広域再生利用指定制度」により、環境大臣の指定を受けたタイヤ販売店では、産業廃棄物処理業の許可なく、産業廃棄物である廃タイヤの引き取り(処理の受託)をすることができました。

○平成23年4月1日以降は

廃棄物処理法の改正により、この制度が廃止され、他の産業廃棄物と同様に、産業廃棄物である廃タイヤの引き取り(処理の受託)をするには、産業廃棄物処理業の許可が必要になります。

【産業廃棄物とは】

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃プラスチック類、廃油、廃酸など、20品目が指定されています。廃タイヤの場合、営業用の車から取り外したものは、産業廃棄物(廃プラスチック類)に該当します。なお、一般ユーザー(営業車以外)の車から取り外したものは、産業廃棄物ではなく、一般廃棄物です。

2 どうすればいいの？

タイヤ販売店等の方

■産業廃棄物処理業の許可なく、廃タイヤの有償引き取り(処理の受託)はできませんので、

①～③の対応をお願いします。

① 産業廃棄物処理業の許可(収集運搬業許可)を取得

→ 処理料金を徴収して、廃タイヤの引き取り(処理の受託)が可能

※ただし、受託した廃タイヤを保管(積替え保管)する場合には、廃棄物処理法の許可申請前に県条例に基づき、積替え保管施設の周辺住民等へ説明する手続が必要です。(許可等の手続きについては、裏面問合せ先にお問い合わせください。)

② 「タイヤ交換時」や「下取り」により廃タイヤを無償で引き取り

→ タイヤ交換という販売店の事業活動に伴って排出された廃タイヤを無償で引き取ることや、タイヤ販売時に下取りとして無償で引き取ることは可能

※下取り:新しい製品を販売する際に商慣習として同種の製品で使用済みのものを無償で引き取ること。

→ 引き取った廃タイヤは、引き取った者(タイヤ販売店等)が排出者として適正に処理しなければなりません。

③ ①又は②以外の場合は、営業車の所有者に廃タイヤを返却

→ 廃タイヤの排出者である営業車の所有者が、適正処理しなければなりません。

事業者(営業車の所有者)の方

■排出事業者として責任を持って廃タイヤの処理(許可業者への委託等)をしなければなりません。(他の産業廃棄物と同様の取り扱いが必要です。)

■なお、自ら運搬する場合は、廃棄物処理法で定める基準(車両への表示、書面の備え付け等)を遵守する必要があります。

(参考)鳥取県ホームページ <https://www.pref.tottori.lg.jp.secure/447753/panhu.pdf>

① 廃タイヤを産業廃棄物として処理委託するときは、

- ・産業廃棄物処理業の許可を有する者(収集運搬業者及び処分業者)に処理を委託。
- ・廃タイヤを引き渡す前に、収集運搬業者及び処分業者それぞれと書面で契約。
- ・廃タイヤを引き渡すときに、マニフェストを交付。

② 処理委託後は、

- ・所為受託者から返送されるマニフェストで、廃タイヤが適正処理されたことを確認。
- ・契約書、マニフェストともに、5年間保存。
- ・マニフェストの交付状況について、前年度実績を毎年6月30日までに県へ報告。

※ 前述のとおり、タイヤ販売店等が、タイヤ交換時に廃タイヤを無償で引き取る場合や下取り(新品販売時に無償で引き取ることをする場合)には引き渡すことはできませんが、その他の場合は、産業廃棄物処理業者に処理委託してください。

3 Q&A

① 廃タイヤには、産業廃棄物と一般廃棄物がありますが、どうやって見分けるのですか。

【答】車の種類や外観である程度は判断できると考えられますが、わからない場合は営業用の車かどうか所有者に確認してください。

② 緑ナンバーの車から取り外した廃タイヤだけが産業廃棄物になるのですか。

【答】緑ナンバーの車から取り外した廃タイヤは産業廃棄物に該当しますが、白ナンバーの車であっても、事業活動に使用している車であれば、その車から取り外した廃タイヤは産業廃棄物に該当します。

③ 一般廃棄物である廃タイヤの取り扱いはどうなりますか。

【答】一般廃棄物の廃タイヤについての取り扱いは変わりません。一般廃棄物の廃タイヤについては、これまでどおり、タイヤ販売店等(※)が処理料金を徴収して引き取ることは可能です。

※ 破産者や、廃棄物処理法の違反で罰金刑を受けたもので5年を経過しない者等は除く。

④ 許可無く、処理料金を徴収して廃タイヤ(産業廃棄物)を引き取った場合はどうなりますか。

【答】他の産業廃棄物の場合と同様に、無許可営業として廃棄物処理法に基づき処罰の対象となります。また、引き渡した者(処理を委託した者)も、委託基準違反として同法の処罰の対象となります。

⑤ 産業廃棄物収集運搬業(積替え保管あり)の許可を取得する場合の手続等は？

【答】県条例に基づく周辺住民への説明手続(通常3~6ヶ月程度)及び法に基づく許可申請(通常1ヶ月程度)が必要です。また、申請に当たって講習会を修了することや構造基準を満たした保管施設(囲い、掲示板の設置等)などが必要です。

⑥ 廃タイヤを不法投棄や不法焼却した場合はどうなりますか。

【答】不法投棄や不法焼却を行った場合は、廃棄物処理法で、「5年以下の懲役」若しくは「1千万円以下の罰金(法人の場合は3億円以下の罰金)」、又はその両方が科されます。

【問合せ先】

名称	電話番号	名称	電話番号
鳥取市廃棄物対策課	0857-30-8092	西部総合事務所環境建築局	0859-31-9351
中部総合事務所環境建築局	0858-23-3148	県庁循環型社会推進課	0857-26-7681

【資料作成】鳥取県生活環境部循環型社会推進課 電話0857-26-7681 Eメール junkanshakai@pref.tottori.lg.jp